

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定	一	(県政情報・文書課)
○飲酒運転根絶重点区域の指定	二	(総合交通対策課)
○農用地利用配分計画の認可	二	(農業振興課)
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)	二	(水産林政総務課)
○保安林の指定の予定(五件)	五	(森林整備課)
○道路の区域変更	五	(道路課)
○道路の供用開始	六	(同)
○廃川敷地等の発生	六	(河川課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	六	(都市計画課)
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	七	(会計課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	七	(教育庁高校教育課)
選挙管理委員会		
○政治団体の届出	七	
○政治団体の届出事項の異動届	七	
○政治団体の解散届	八	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)	九	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)	九	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	一〇	

告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))	一〇
○資金管理団体の届出事項の異動届	一一
○資金管理団体の指定取消し等の届出	一一
監査委員	
○定期監査の結果の公表	一二
正 誤	
○宮城県公報号外第八号(平成三十一年三月二十二日付け)中	一七
○宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け)中	一七

○宮城県告示第百十三号

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成三十一年宮城県告示第一号(情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定)は、廃止する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

- 一般財団法人みやぎ産業交流センター
- 株式会社仙台港貿易促進センター
- 公益社団法人みやぎ農業振興公社
- 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
- 一般社団法人宮城県畜産協会
- 宮城県漁業信用基金協会
- 公益財団法人みやぎ林業活性化基金
- 一般社団法人宮城県林業公社
- 一般財団法人みやぎ建設総合センター
- 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社
- 宮城県開発株式会社
- 塩釜港開発株式会社
- 仙台空港鉄道株式会社
- 公益財団法人宮城県スポーツ協会

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

- 一般財団法人宮城県地域医療情報センター
- 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会
- 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
- 公益社団法人宮城県トラック協会
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第百十四号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十六号）第十五条第一項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

飲酒運転根絶重点区域	指 定 日	指 定 期 間
仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで

仙台市宮城野区榴岡二丁目、二丁目及び四丁目	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
仙台市太白区長町三丁目、五丁目及び七丁目	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
仙台市泉区泉中央一丁目	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
塩竈市尾島町	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
登米市迫町佐沼字中江一丁目から五丁目まで	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
大崎市古川北町一丁目、台町及び東町	令和二年二月二十一日	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第百十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年二月二十一日

○宮城県告示第百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区 分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮）	総トン数二十トン未満の漁	令和二年二月十二日	気仙沼市唐桑町上小鯖五十一番	漁業災害補償	十一人

○宮城県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市福岡蔵本字神楽石二番八の一、八の二〇、九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町中之沢一九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡川崎町大字本砂金字所夫山一の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻河北線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市中央三丁目四九番一地从先から 同市中央三丁目一番六地先まで		前A	一〇・二 一・二・四	八六・九	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
後A	一〇・二 二五・八	八六・九			
後B	六・八 七・二	六四・五			

○宮城県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻河北線	石巻市中央三丁目四九番一地从先から 同市中央三丁目一番六地先まで	令和二年 二月二十一日

○宮城県告示第百二十四号

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 河川の種類

二級河川大川水系大川

二 廢川敷地等が生じた年月日
令和二年二月六日

三 廢川敷地等の位置
気仙沼市川畑十二番八及び十三番七

四 廢川敷地等の種類及び数量
土地 二百二十九・五二平方メートル

○宮城県告示第百二十五号

大河原町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画公園

2 名称

二・二・三三三三号 南桜公園

二・二・三三二二七号 稗田前公園

二・二・三三二二八号 上谷二号公園

- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百二十六号

大河原町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画ごみ焼却場

2 名称

大河原衛生センター

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百二十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都

港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 六千九百二十三万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年十二月二十四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

うだがわよしゆき後 富田 正夫 相澤 裕美 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂 令和二年一月二十七日

遠藤裕一後援会 遠藤 裕一 遠藤 裕一 刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町一六 令和二年一月三十日

児玉金兵衛後援会 児玉金兵衛 児玉 礼子 黒川郡大和町吉岡字上町四一 令和二年一月二十一日

佐藤英治後援会 佐藤 英治 百々 郁子 黒川郡大和町宮床字中野三〇一 令和二年一月十五日

さとう清隆後援会 佐藤 清隆 佐藤 孝典 柴田郡川崎町大字支倉字宿一七四 令和二年一月三十一日

○宮選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

公明党宮城県本部 庄子 賢一 会計責任者の氏名 鈴木 広康 伊藤 和博 令和二年一月十八日

国民民主党宮城県総支部連合会 須藤 哲 代表者の氏名 須藤 哲 桜井 充 令和元年十二月五日

国民民主党宮城県総支部連合会	沼沢 真也	代表者	沼沢 真也	須藤 哲	令和二年一月十六日
国民民主党宮城県第3区総支部	須藤 哲	国会議員関係の区分	国会議員関係以外の政治団体	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	令和元年十二月五日
国民民主党宮城県第3区総支部	沼沢 真也	代表者	須藤 哲	桜井 充	令和二年一月十六日
国民民主党宮城県第1区総支部	沼沢 真也	代表者	須藤 哲	桜井 充	令和二年一月十六日
国民民主党宮城県第2区総支部	須藤 哲	国会議員関係の区分	国会議員関係以外の政治団体	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	令和元年十二月五日
国民民主党宮城県第2区総支部	沼沢 真也	代表者	須藤 哲	桜井 充	令和二年一月十六日
国民民主党宮城県第6区総支部	須藤 哲	国会議員関係の区分	国会議員関係以外の政治団体	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	令和元年十二月五日
国民民主党宮城県第6区総支部	沼沢 真也	代表者	須藤 哲	桜井 充	令和二年一月十六日
自由民主党宮城県第5選挙区支部	勝沼 栄明	会計責任者	浅野 直美	佐藤 公	令和二年一月十五日

立憲民主党宮城県第1区総支部	山下 章子	主たる事務	仙台市太白区長町四丁目二九	令和二年一月二十日	
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
愛と緑と活力ある県政研究会	鈴木 雅俊	鈴木 雅俊	鈴木 雅俊	金谷 政孝	令和元年十二月二十五日
うだがわよしゆき後援会	大関 辰郎	大関 辰郎	大関 辰郎	富田 正夫	令和二年一月三十日
かんの良雄後援会	大和 常雄	菅野 和子	遊佐 征夫		令和元年十二月七日
齋藤英之後援会	齋藤 義範	齋藤 義範	佐藤 徹男	佐藤 美道	令和二年一月十八日
佐藤長成後援会	我妻 正二	我妻 正二	秋保 英俊		令和二年一月十二日
勝栄会	勝沼 栄明	浅野 直美	橋本 博		令和二年一月十五日
親幸会	中沢 幸男	佐々木康治	岩松 貴子		令和二年一月二十三日
政治結社赤心義塾	鈴木 延也	相沢 光雄	澤口 真司		令和元年十月一日
中沢幸男の会	木村 裕	佐々木康治	岩松 貴子		令和二年一月二十三日
沼田長一後援会	佐藤 富夫	佐藤 富夫	今野 勝夫		令和二年一月一日
平井みどりと歩む会	平井 緑子	主たる事務	仙台市青葉区国分町三丁目一五	仙台市青葉区柏木三丁目二七	令和二年一月二十日
三沢茂後援会	樋口 幸彦	樋口 幸彦	樋口 正雄		令和二年一月二十六日
緑の会	平井 緑子	主たる事務	仙台市青葉区国分町三丁目一五	仙台市青葉区柏木三丁目二七	令和二年一月二十日
ゆりの会	鎌田さゆり	会計責任者	横田ひろ子	古谷 千秋	令和元年十二月十六日
○宮選管告示第十四号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。					

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党宮城県角田市伊具郡第一支部

長谷川洋一

令和元年十二月三十一日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

石井みどり宮城県後援会

細谷 仁憲

令和元年十二月三十一日

上田万作一後援会

佐藤 博

令和元年十二月三十一日

小野勝朗後援会

六戸 哲也

令和元年十一月三十日

小野のりこ後援会

門馬 基

令和元年十一月十四日

持続可能な街づくりを考える会

金沢 恒

令和元年十二月二十四日

只野順後援会

松田 淳

令和元年十二月三十一日

「地域に活力と笑顔を」すどう哲後援会

上田万作一

令和元年十二月三十一日

中川久男後援会

佐々木 勇

令和元年十二月三十一日

長谷川洋一政策研究会あぶくま会

長谷川洋一

令和元年十二月三十一日

宮城県商工政治連盟川崎支部

鈴木 清安

平成三十年五月二十三日

杜の都市政研究会

角田 正彦

令和元年十二月二十七日

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

宮城県商工政治連盟川崎支部

報告年月日 1.12.19 (30.5.23解散)

1 収入総額

102,509

前年繰越額

102,499

本年収入額

10

2 支出総額

36,460

3 本年収入の内訳

その他の収入

10

一件十万円未満のもの

10

4 支出の内訳

政治活動費

36,460

〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕

22,460

選挙関係費

14,000

寄附・交付金

22,460

○宮選管告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

宮城県商工政治連盟川崎支部

報告年月日 1.12.19 (30.5.23解散)

1 収入総額

66,049

前年繰越額

66,049

2 支出総額

55,428

3 支出の内訳

経常経費

108

事務所費

108

政治活動費

55,320

〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕

48,580

組織活動費

6,740

寄附・交付金 48,580
 ○高選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

宮城県商工政治連盟川崎支部

報告年月日 1. 12. 19 (30. 5. 23解散)

1 収入総額 10,621

前年繰越額 10,621

2 支出総額 0

○高選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

自由民主党宮城県角田市伊具郡第一支部

報告年月日 2. 1. 9 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 338,284

前年繰越額 255,481

本年収入額 82,803

2 支出総額 300,318

3 本年収入の内訳

個人の党費・会費 (29人) 22,800
 寄附 60,000

団体分 60,000

その他の収入 3

一件十万円未満のもの 3

4 支出の内訳

経常経費 216,658

人件費 103,700

光熱水費 16,977

備品・消耗品費 11,696

事務所費 84,285

政治活動費 83,660

組織活動費 12,000

機関紙誌の発行その他の事業費 31,860

機関紙誌の発行事業費 18,900

宣伝事業費 12,960

調査研究費 39,800

5 寄附の内訳

〔団体分〕

年間五万円以下のもの 60,000

（資金管理団体）

長谷川洋一政策研究会あぶくま会

資金管理団体の届出をした者の氏名 長谷川洋一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 2. 1. 9 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 299,893

前年繰越額 89,893

本年収入額 210,000

2 支出総額 243,514

3 本年収入の内訳

寄附 210,000

個人分	10,000	本年収入額	2,876
政治団体分	200,000	2 支出総額	29,855
4 支出の内訳		3 本年収入の内訳	
経常経費	176,034	寄附	2,876
人件費	78,300	個人分	2,876
光熱水費	13,438	4 支出の内訳	
備品・消耗品費	9,765	政治活動費	29,855
事務所費	74,531	機関紙誌の発行その他の事業費	29,855
政治活動費	67,480	宣伝事業費	29,855
機関紙誌の発行その他の事業費	47,480	5 寄附の内訳	
機関紙誌の発行事業費	18,900	〔個人分〕	
宣伝事業費	28,580	年間五万円以下のもの	2,876
調査研究費	20,000	小野勝朗後援会	
5 寄附の内訳		報告年月日 1. 12. 26 (1. 11. 30解散)	
〔個人分〕		1 収入総額	0
年間五万円以下のもの	10,000	2 支出総額	0
〔政治団体分〕		小野のりこ後援会	
自由民主党宮城県支部連合会	200,000	報告年月日 2. 1. 14 (1. 11. 14解散)	
(その他の政治団体)		1 収入総額	0
石井みどり宮城県後援会		2 支出総額	0
報告年月日 2. 1. 29 (1. 12. 31解散)		持続可能な街づくりを考える会	
1 収入総額	112,051	報告年月日 2. 1. 28 (1. 12. 24解散)	
前年繰越額	112,051	1 収入総額	148,000
2 支出総額	112,051	本年収入額	148,000
3 支出の内訳		2 支出総額	148,000
政治活動費	112,051	3 本年収入の内訳	
寄附・交付金	112,051	寄附	148,000
上田万作一後援会		個人分	148,000
報告年月日 2. 1. 6 (1. 12. 31解散)		4 支出の内訳	
1 収入総額	29,855	政治活動費	148,000
前年繰越額	26,979	機関紙誌の発行その他の事業費	148,000

5 宣伝事業費 寄附の内訳 〔個人分〕 平井 緑子 只野順後援会 報告年月日 2. 1. 29 (1. 12. 31解散)	148,000	仙台市宮城野区
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
「地域に活力と笑顔を」すどう哲後援会 報告年月日 2. 1. 28 (1. 12. 31解散)	43,513	
1 収入総額	43,513	
2 支出総額	0	
中川久男後援会 報告年月日 2. 1. 22 (1. 12. 31解散)	0	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
杜の都市政研研究会 報告年月日 2. 1. 24 (1. 12. 27解散)	2,502,619	
1 収入総額	2,502,619	
2 支出総額	2,217,012	
3 本年収入の内訳 寄附 政治団体分 その他の収入 一件十万円未満のもの	285,607 2,502,619 285,600 285,600 7	
4 支出の内訳 経常経費 事務所費	37,271 37,271	

政治活動費 組織活動費 寄附・交付金 5 寄附の内訳 〔政治団体分〕 東北電力労働組合政治連盟 ○高麗管告示第十九号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。 令和二年二月二十一日	2,465,348 963,664 1,501,684	仙台市青葉区 285,600 仙台市青葉区
宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫		
資金管理団体の届出をした者の氏名 平井 緑子 平井みどりと歩む会 ○高麗管告示第二十号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。 令和二年二月二十一日	異動事項 新 旧 異動年月日 令和二年二月二十日	資金管理団体の名称 仙台市青葉区国分三丁目一五三二二七 仙台市青葉区柏木 令和二年二月二十日
宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫		
（一）法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体の届出をした者の氏名 長谷川洋一	資金管理団体の名称 資金管理団体の名称 長谷川洋一政策研究会あぶくま会	資金管理団体でなくなった年月日 令和元年十二月三十一日
監査委員		
○宮城県監査委員告示第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和元年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。		

令和2年2月21日	宮城県監査委員 本木忠一	宮城県監査委員 大田稔郎	宮城県監査委員 石森建二	宮城県監査委員 成田由加里	監査実施日	北部保健福祉事務所栗原地域事務所 11月5日
1 監査実施機関及び監査実施日						東部保健福祉事務所登米地域事務所 11月19日
監査実施機関						気仙沼保健福祉事務所 11月14日
○総務部						子ども総合センター 11月27日
地方機関						中央児童相談所 11月7日
公務研修所						女性相談センター 10月15日
公文書館						さわらび学園 12月5日
大河原県税事務所 (選挙管理委員会大河原地方支局を含む。)						精神保健福祉センター 12月17日
仙台南県税事務所 (選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。)						○経済商工観光部 10月7日
塩釜県税事務所 (選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。)						地方機関
東部県税事務所 (選挙管理委員会東部地方支局を含む。)						大阪事務所 10月16日
東部県税事務所登米地域事務所						北部地方振興事務所 11月20日
気仙沼県税事務所 (選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。)						北部地方振興事務所 11月29日
消防学校						東部地方振興事務所登米地域事務所 11月14日
防災ヘリコプター管理事務所						産業技術総合センター 10月15日
○震災復興・企画部						石巻高等技術専門学校 12月19日
地方機関						気仙沼高等技術専門学校 12月23日
東京事務所						○農政部
○環境生活部						地方機関
地方機関						農業大学校 10月24日
環境放射線監視センター						農業・園芸総合研究所 10月9日
食肉衛生検査所						古川農業試験場 10月17日
動物愛護センター						仙台家畜保健衛生所 12月19日
○保健福祉部						畜産試験場 10月10日
地方機関						○水産林政部
仙台保健福祉事務所						地方機関
北部保健福祉事務所						水産技術総合センター 11月19日
						林業技術総合センター 10月18日
						○土木部
						地方機関

北部土木事務所	12月10日	石巻北高等学校	12月27日
北部土木事務所栗原地域事務所	11月29日	小牛田農林高等学校	12月17日
東部土木事務所登米地域事務所	11月22日	南郷高等学校	9月6日
中南部下水道事務所	11月15日	本吉響高等学校	10月30日
東部下水道事務所	12月18日	白石工業高等学校	11月28日
大崎地方ダム総合事務所	12月27日	石巻商業高等学校	12月27日
鹿島台商業高等学校		鹿島台商業高等学校	12月23日
一迫商業高等学校		一迫商業高等学校	9月5日
美田園高等学校	10月23日	美田園高等学校	10月24日
視覚支援学校	11月29日	視覚支援学校	12月23日
聴覚支援学校	12月13日	聴覚支援学校	10月8日
光明支援学校	11月1日	光明支援学校	10月23日
西多賀支援学校	12月18日	西多賀支援学校	11月21日
石巻支援学校	12月27日	石巻支援学校	12月19日
気仙沼支援学校	9月5日	気仙沼支援学校	10月29日
支援学校小牛田高等学園	12月17日	支援学校小牛田高等学園	9月6日
迫支援学校	10月10日	迫支援学校	12月9日
警察本部		警察本部	
地方機関		地方機関	
仙台東警察署	11月28日	仙台東警察署	12月24日
大和警察署	11月5日	大和警察署	9月17日
石巻警察署	11月22日	石巻警察署	11月13日
佐沼警察署	10月30日	佐沼警察署	12月18日
亘理警察署	12月17日	亘理警察署	12月3日
2 監査結果		2 監査結果	
平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。		平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。		その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。		なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
(1) 大河原県税事務所	12月27日	(1) 大河原県税事務所	
田尻さくら高等学校	11月20日		
宮城野高等学校	12月24日		
宮城広瀬高等学校	11月1日		
松山高等学校	11月28日		
名取北高等学校	10月9日		
多賀城高等学校	11月15日		
仙台向山高等学校	12月17日		
志津川高等学校	10月30日		
登米高等学校	11月22日		
岩ヶ崎高等学校	11月5日		
松島高等学校	11月28日		
古川黎明中学校	10月10日		
古川黎明高等学校	10月10日		
仙台二華中学校	12月17日		
仙台二華高等学校	12月17日		
築館高等学校	9月5日		
古川高等学校	12月27日		
石巻高等学校	12月18日		
塩釜高等学校	11月1日		
東北歴史博物館	12月13日		
多賀城跡調査研究所	11月29日		
総合教育センター	10月23日		
地方機関			
〇教育庁			

堺 公 道 城 課 長

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 88,758,936円

過年度分 208,496,050円

合 計 297,254,986円

・平成29年度収入未済額

現年度分 82,688,093円

過年度分 228,044,804円

合 計 310,732,897円

(2) 仙台南県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 113,344,837円

過年度分 194,359,382円

合 計 307,704,219円

・平成29年度収入未済額

現年度分 149,735,100円

過年度分 206,010,506円

合 計 355,745,606円

(3) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 102,866,209円

過年度分 138,691,045円

合 計 241,557,254円

・平成29年度収入未済額

現年度分 90,952,872円

過年度分 141,646,604円

合 計 232,599,476円

(4) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 103,410,335円

過年度分 161,540,573円

合 計 264,950,908円

・平成29年度収入未済額

現年度分 136,412,234円

過年度分 194,911,993円

合 計 331,324,227円

(5) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 35,783,598円

過年度分 79,215,621円

合 計 114,999,219円

・平成29年度収入未済額

現年度分 51,287,625円

過年度分 95,717,791円

合 計 147,005,416円

(6) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 34,152,712円

過年度分 98,368,213円

合 計 132,520,925円

・平成29年度収入未済額

現年度分 43,609,614円

過年度分 94,101,920円

合 計 137,711,534円

(7) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図ら
たい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 8,277,516円

過年度分 68,106,568円

合 計 76,384,084円

・平成29年度収入未済額

現年度分 19,935,150円

過年度分 56,044,351円

合 計 75,979,501円

(8) 東部保健福祉事務所

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講
じられたい。

(内容)

再任用職員に係る健康保険料及び厚生年金保険料について、払出を行っていないもの。

・件数 4件

・金額 75,847円

(9) 気仙沼保健福祉事務所

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう
対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続がなされていないかつたもの。

・消防法第8条第2項

(10) 産業技術総合センター

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう
対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果の所轄消防署への報告がなされていないかつたもの。

・消防法第17条の3の3

(11) 林業技術総合センター

手数料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

木材等試験手数料について、平成29年12月20日に測定すべきものを、平成30年8月3日に調
定したものの。

・件数 1件

・金額 33,000円

(12) 多賀城高等学校

歳入歳出予算に計上せず、他団体から助成金を受領して物品購入費等に充て、取得した物品の
登録がなされていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・件数 2件

・金額 1,000,000円

・購入物品 トローネー式、プロジェクター ほか

(13) 多賀城高等学校

著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよ
うに対策を講じられたい。

(内容)

1 受給希望者を募ることなく、学校が無断で生徒の名義で奨学金の受給申請を行い、給付金
を教育活動経費に充当したものの。

・申請名義数 125人

・給付金額 500,000円

・ 充当内容 防災研修等参加旅費 ほか
 2 タブレット端末等利用料金の徴収を学校が一括取りまとめの上、毎月、業者へ支払を行っているものの、料金収受の状況が整理されていないもの。
 ・ 利用者数 129人 (H31. 1月時点)

正 誤

○宮城県公報号外第八号 (平成三十一年三月二十二日付け)	中		
ページ	段	行	正
一六	上	一一	平成三十一年三月二十二日
			公布の日
○宮城県公報号外第九号 (平成三十一年三月二十二日付け)	中		
ページ	段	行	正
七	下	八	同表
七	下	九	平成三十一年三月二十二日
			公布の日
			同条表
			誤